

■ 食品中の放射性物質に関する検査計画（1）

国が都道府県に対象品目、検査頻度等を示し、放射性セシウムが高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

検査計画を原子力災害対策本部において策定

● 対象自治体（17都県）

過去の出荷指示の実績を踏まえ、2グループに分類

● 対象品目

- ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品
- ・飼養管理の影響を大きく受ける食品
- ・水産物
- ・出荷制限の解除後の品目
- ・市場流通品 等

● 対象区域・検査頻度

⇒検出レベル・品目の生産・出荷等の実態に応じて実施



各都道府県に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知
(対象以外の自治体における検査の実施を含む)



■ 食品中の放射性物質に関する検査計画（2）

	福島県、岩手県、宮城県、茨城県、 栃木県、群馬県、千葉県			青森県、秋田県、山形県、 埼玉県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野県、静岡県		
	>50ベクレル/kg 市町村	主要産地 の市町村	その他の 市町村	>50ベクレル/kg 市町村	主要産地 の市町村	その他の 市町村
>100 ベクレル/kg	3検体以上	3検体以上	1検体以上	3検体以上	1検体以上	1検体以上
50～100 ベクレル/kg	3検体以上	1検体以上	-	3検体以上 (注)	1検体以上 (注)	-
牛肉	農家毎に3か月に1回			3検体以上	1検体以上	1検体以上
乳	クーラーステーション単位で週1回				検出状況を考慮して1～2週に1回	
内水面魚	週1回程度			過去の検査結果を考慮して設定		

(注) 50ベクレル/kgを超える放射性セシウムを検出した都県で対象とする。

福島県、宮城県、茨城県

岩手県、千葉県

海産魚

週1回程度

過去の検査結果を考慮して設定



■ 食品中の放射性物質に関する検査の手順

精密な検査(①)と、効率的なスクリーニング検査(②)を組み合わせて実施

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
 - ② NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法（最終改正：平成24年3月）
← 平成23年7月、短時間で多数の検査を実施するため導入
- ＜測定の流れ＞



■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定



■ 食品中の放射性物質に関する検査



■ 基準値超過食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄



■ 食品の出荷制限

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内
の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（23年3月21日～）



■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など



■ 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限

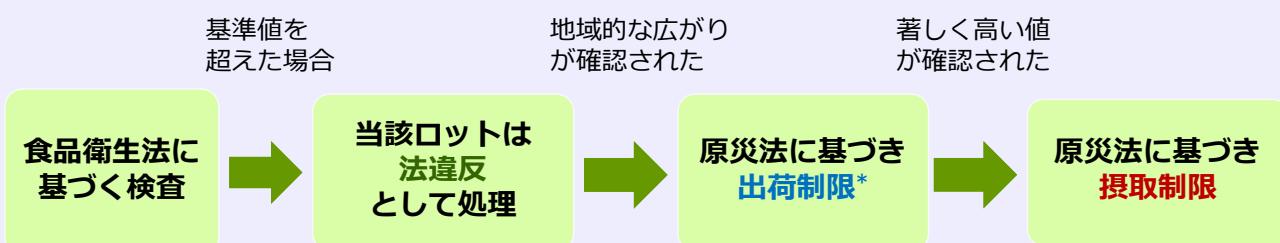
- 原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づく指示
- 地域的な広がりが確認された場合に「**出荷制限**」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下など



■ 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品（9月18日時点）

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ・カキナ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー・カリフラワー等のアブラナ科の花蕾類、カブ、原木シイタケ（露地・施設栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、 キノコ類（野生のものに限る。） 、 タケノコ 、 わさび （畑において栽培されたものに限る。）、 くさそてつ（こごみ） 、 たらのめ （野生のものに限る。）、 ふきのとう （野生のものに限る。）、 こしあぶら 、 せんまい 、 わらび 、 ウメ 、ユズ、クリ、 キウイフルーツ 、 米（平成23・24年産） 、 ヤマメ（養殖を除く。） 、 ウグイ 、 ウナギ 、アユ（養殖を除く。）、 イワナ（養殖を除く。） 、 コイ（養殖を除く。） 、 フナ（養殖を除く。） 、イノシシ肉、 クマ肉 (全域) 牛肉（注1）、 海産物（40種）
青森県	(一部地域) マダラ
岩手県	(一部地域) 原木シイタケ（露地栽培）、 タケノコ 、 こしあぶら 、 せんまい 、 せり （野生のものに限る。）、 わらび （野生のものに限る。）、 マダラ 、 イワナ（養殖を除く。） 、 ウグイ (全域) 牛肉（注1）、 クマ肉
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ（露地栽培）、 タケノコ 、 くさそてつ（こごみ） 、 こしあぶら 、 せんまい 、 クロダイ 、 スズキ 、 ヒガング 、 ヒラメ 、 イワナ（養殖を除く。） 、 ヤマメ（養殖を除く。） 、 ウグイ (全域) 牛肉（注1）、イノシシ肉、 クマ肉 、 マダラ （1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。）
山形県	(全域) クマ肉
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ（露地・施設栽培）、 タケノコ 、 こしあぶら （野生のものに限る。）、茶、 アメリカナマズ（養殖を除く。） 、 ギンブナ（養殖を除く。） 、 ウナギ 、 ヒラメ (全域) イノシシ肉（注1）、 イシガレイ 、 コモンカスベ 、 シロメバル 、 スズキ 、 ニベ
栃木県	(一部地域) 原木シイタケ（露地・施設栽培）、原木クリタケ（露地栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、 キノコ類（野生のものに限る。） 、 タケノコ 、 くさそてつ（こごみ） （野生のものに限る。）、 こしあぶら （野生のものに限る。）、 さんしょう （野生のものに限る。）、 せんまい （野生のものに限る。）、 たらのめ （野生のものに限る。）、 わらび （野生のものに限る。）、 クリ 、茶、 ウグイ（養殖を除く。） 、 ヤマメ（養殖を除く。） 、 イワナ（養殖を除く。） (全域) 牛肉（注1）、イノシシ肉（注1）、シカ肉
群馬県	(一部地域) イワナ（養殖を除く。） 、 ヤマメ（養殖を除く。） 、茶 (全域) クマ肉
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ（露地・施設栽培）、 タケノコ 、茶、 ギンブナ
神奈川県	(一部地域) 茶

注1) 福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除

注2) 太字については、平成24年4月以降、新たに出荷制限の指示又は指示対象範囲が拡大した品目を指す。



■ 食品中の放射性セシウムに関する検査結果の公表

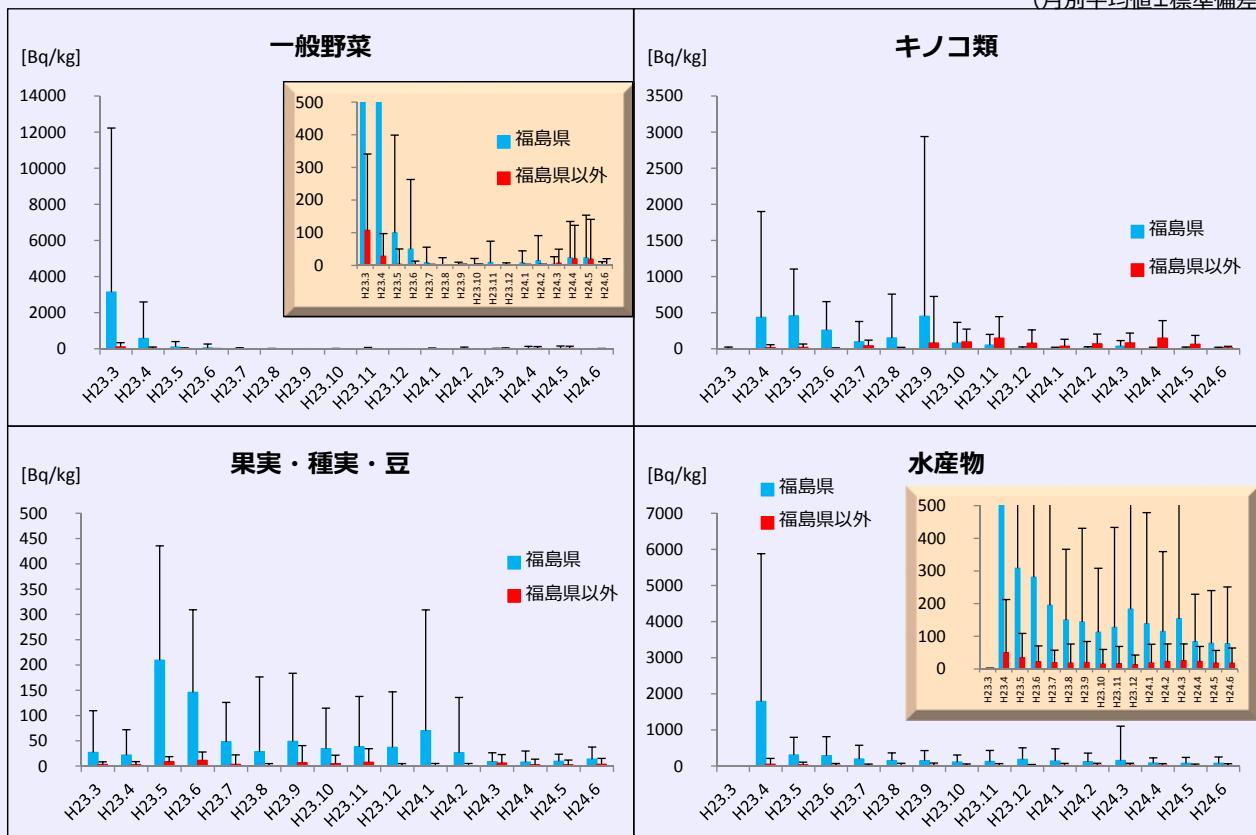
各自治体等で実施された検査結果について、厚生労働省で取りまとめてホームページで公表

- 地図を用いてわかりやすく記載
- 放射性物質が検出されなかった場合は、検出下限値を記載
- 各自治体の検査計画・実施状況もホームページで公表

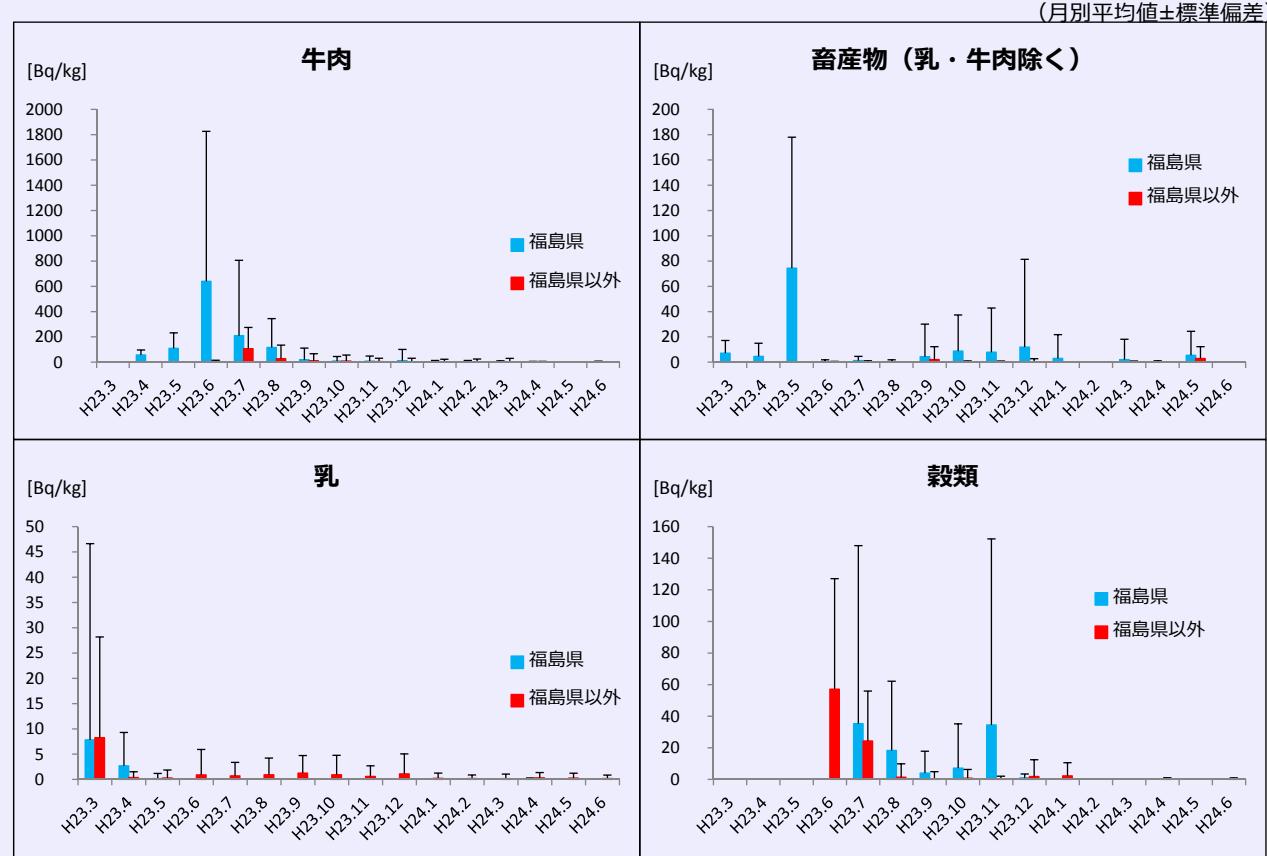


■ モニタリング検査における放射性セシウムの推移（1）

(月別平均値±標準偏差)



■モニタリング検査における放射性セシウムの推移（2）



Ministry of Health, Labour and Welfare

25

■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（23年3月17日～24年3月31日）
厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定（24年4月1日～）



■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始（23年3月18日～）
検査実施状況： 23年3月18日～24年3月31日 137,034 件、うち暫定規制値超過 1,204件
24年4月 1日～24年9月18日 105,025 件、うち基準値超過 1,346件



■ 超過食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄



■ 食品の出荷制限

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内
の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（23年3月21日～）



■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など



Ministry of Health, Labour and Welfare

26

■ ホームページでの情報提供

● 厚生労働省ホームページ「食品中の放射性物質への対応」

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

→厚生労働省トップページから
「食品中の放射性物質への対応」



● 首相官邸ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/saigai/index.html>

→東日本大震災への対応
～首相官邸災害対策ページ～



Ministry of Health, Labour and Welfare

27

【参考】食品の検査体制整備等への国の支援

● 基本的な考え方

関係省庁が連携して、地方自治体でのモニタリング検査の実施を支援し、
食の安全・安心の確保に努める。

■ 検疫所や国立試験研究機関において、引き続き、地方自治体の検査を支援（自治体がサンプリングした検体の検査を国の機関で実施）

■ 流通段階の食品の販上調査を実施し、必要に応じ自治体による検査強化を要請

■ 厚生労働省において、地方自治体による検査結果を集約し、基準値を超えたものも含め、迅速に公表

■ 地方自治体等の機器整備に対して、支援措置を実施

(厚労省) 都道府県、保健所設置市、特別区の行う食品衛生法に基づく食品中の放射性物質検査に必要な検査機器導入に対する補助

(農水省) 都道府県、市町村、農業者団体等の食品中の放射性物質検査に必要な検査機器導入に対する支援

(消費者庁) 住民が消費する食品の放射性物質検査を行おうとする都道府県、市町村への機器貸与



Ministry of Health, Labour and Welfare

28